

## 日本労働年鑑 第25集 1953年版

The Labour Year Book of Japan 1953

## 第二部 労働運動

## 第一編 労働争議

## 第二章 主要な争議

## 第三節 電産の争議

日本電気産業労働組合(電産)の一九五一年における主な争議は春季ならびに秋季の二回にわたっておこなわれた。

## 一、年頭の情勢

一九五〇年末の越年闘争は、電源ストライキの直前に妥協、正月分の賃金の半額を前払いさせることで終ったため新年早々から電産組合員の生活は非常に苦しくなっていた。

しかも、間近かに迫った電気事業の「再編成」は、労働者の首切りを伴うと予想されていたので、職場には不安の空気がみなぎっていた。

このような情勢のなかで、一月一八日より三日間、中央執行委員会がひらかれたのである。

そこで討論し決定された重要な議題の第一は、総評への加盟である。「時期が早い。総評機関紙上の高野実氏の論調は、労働者がこのまま武装して起たねばならぬような不安を感じさせる」(安藤中央執行委員)という異論などもあったが、けっきょく加盟賛成三六票、反対一三票で加盟に決定した。当時の多数派の考え方は、藤田中央執行委員長の、つぎのような「年頭の言葉」によく表現されている。すなわち、「電産が孤立しては闘えない。小異を捨て、民主労組の大同団結に努力し、さらに世界的規模に前進せしめねばならない。……今日、われわれ労働者は、共通の立場から、自由世界労連を中核体として固く団結し行動しうる立場にあるのである」と(電産中央機関紙、一月一日号)。

重要な決議の第二は、労働協約に関する中央労働委員会斡旋案(一九五〇年一二月二九日提示)の受諾である。電産労働協約問題は、一九四七年五月、京都での単一結成大会を機に、それまで各社ごとに締結されていたのを、日発・九配電で組織する電気事業経営者会議に統一協約を要求して以来の懸案であった。経営者会議の態度はきわめて強硬で、一九五一年にはいつてからも、同会議の藤田事務局長は「いずれにしても労働協約は他産業のモデルとなるので慎重審議中である」と語っている(週刊労働、一月二二日号)。これに対し、電産中央執行委員会は、ついに中労委斡旋案を受諾することをきめ、「不満ながら斡旋案を最低線とし、身分保障のほか吾々の主強を生かすよう、あらゆる可能な方法で協約のなかにおりこむ」との態度を表明した。しかし、この斡旋案の特徴は、全文の三分の一を占める苦情処理機関の設置にあるのであって、それは同機関について三、〇〇〇字にのぼる細目協定が、のちに(三月七日)にきめられたことだけみて、あきらかである。旧全労連系の新聞「労働者」(五月二四日発禁)は、斡旋案を受諾することになれば「賃金要求も苦情処理機関である賃金委員会の査定をうけることになり、組合員の切実な要求は、いっきよに押しつぶされることになろう」と批判した(一月一日号)。

第三に、この中央執行委員会で注目された問題は、開会の前日におこなわれた小坂日発総裁の新聞記者会見である。すなわち、総裁が記者団に、「日発は昨年一〇月現在、三六億円の利益をあげている。公益事業として、はたしてこれほどの利益をあげていいものか。また、この利益金は利益として計上されず、石炭未払代金、修繕費の名目で運転資金に利用されている。このような経理の不明朗は、公益事業としては適当でない」(日本経済新聞、一月一八日号)と語ったことが、大きな反響をよんだ。そして、中央執行委員会はこの小坂談話に対して、つぎのような態度をきめたのである。

- イ、国会で調査しても発見されなかったほど、日発と九配電会社の経理はいんぺいされていた。われわれは、この不明朗な経理公開のために、消費者といっしょになって闘う。
- ロ、いっさいの責任は吉田内閣にある。
- ハ、配電系にも、この三倍の含み資産がある筈だ。
- ニ、公共福祉のために、電気料金を再検討すべきだ。
- ホ、日発・配電の余剰利潤は、一括国民にかえすべきだ。
- ヘ、会社経営内容を高めた組合員の必死の努力に対して報いるのが当然。
- ト、事業の公共性に相応しい進歩的経営者を選任する。

なお、中央執行委員会がひらかれる一週間前、一月一二日に、電産は経営者会議から電気事業の「再編成」について協力をもとめられたが、同日付で中央本部はつぎのような指令を発した。

中央本部は、電産の単一組織と有利な労働条件を確保し、新会社の民主的運営機構と実質的な全国一元的運用を実現させること一を基本方針として、再編成計画とその実施に組合の主張する社会化の理念を注入・実現せしめ、究極の目標を達成するための努力をするとともに、再編成に当たっても、いっさいの労働条件を積極的に斗いとる必要を痛感する。(以下省略)

この指令でいう「社会化」とは、公益事業委員会に対する電産の意見書(一月一日提出)で主張されている、「公益事業委員会へ常に民意が反映できるよう積極的措置をとる」こと、「主要な電源開発は国営にておこなう」ことなどを指すものと思われる。

## 二、春季争議の経過

電産は、一九五〇年一〇月の新潟大会決定に基き、同年十一月八日、経営者会議に、一〇月以降の賃金を一、二四八〇円ベースに引きあげ(当時八、五〇〇円ベース)最低を四、六〇〇円とするよう要求した。しかし、交渉は成立せず、十一月一四日、中央労働委員会に調停が申請された。

調停はながびいて年を越したが、三一六段階に区分された職階制賃金の実施を主張する経営者会議の態度はきわめて強硬であった。

一方、電産中央本部は、新年早々の一月一三日、ベース・アップの要求とは別に、一人平均手取八、五〇〇円の臨時手当を、一月二〇日までに支払うよう、そのための団体交渉を即時ひらくよう、経営者会議に要求するとともに、同月二三日には、ベース・アップの要求を中心に、ストライキ準備指令を発した。

二月七日、ついにいっさいの公式交渉は決裂、中央常任委員会も「もはや実力行使以外に解決の途はない」ことを表明、経営者会議に対し、つぎのような「最後通告」をおこなった(二月一六日)。

電気労働者の生活は、もはや耐えがたい実情におかれ、さらに再編成の不安感のもとにおいてこのまま推移せんか、当面の電力危機克服はもとより、いっさいの会社業務に積極的協力をなす能わざる状態に立到り、きわめて重大なる事態が出来しております。……

会社は公益事業の本質を忘却し、いたずらに事態の遷延を策し自主的解決の熱意なく、さる二月七日、組合の要望はまったく無視された結果、交渉は決裂、ついに平和的手段のいっさいを失わしめたことは、まことに遺憾なところであります。……

ついで、電産中央本部は、中労委調停案の提示を二月末と予想して、一八日にストライキ指令を発した。

- イ、本指令到着次第、可能なかぎり速に実力行使にはいれ。
- ロ、実力行使の具体的時期・方法は、各地方本部の自主性に応じ実施せよ。
- ハ、当面する電力危機の事情も考慮し、電源・停電ストライキについては、追って指令あるまで見合わせる。

このストライキ指令に対して、経営者会議は、さきに電産が要求した臨時手当支払いを、一人平均二、〇〇〇円貸与の形式でおこないたい旨を申入れ、「おこがましくも、これでストライキを回避してくれと公言」(電産中央機関紙、二月二八日号)した。

北海道地方本部は二三日より出張業務拒否、時間外業務拒否、関東地方本部は二二日より同じく両業務を拒否、二四日いっせい職場大会、中部地方本部は二〇日より出張・時間外・記録報告・集金の各業務を拒否、関西地方本部は二〇日より時間外業務拒否の「実力行使」を、それぞれ指令した。とくに、九州地方本部の態度は、各職場の切迫した空気を反映して、もっとも強硬であり、宮崎県では全県下無期限の大口専用線ストライキがおこなわれた。そして、同地方本部は「情勢の進展と下部のもりあがりの上にたって全九州いっせいストライキを実施するとともに、電源・停電ストライキを、情勢に応じて中央に要請する」ことを指令のなかで表明した。しかし、中央常任委員会では、二七日、「中央統一指令はださない」と再確認していることが注目される。

このような情勢のなかで、新聞「労働者」(前掲)は、電産の争議を激励し、とりわけ炭労・私鉄などの争議との関連性を強調してつぎのようにのべた(「電産闘争を闘いぬけ」、二月二六日号)。

炭労・電産などの斗争がバラバラでなく共同して斗われるなら団結の威力はさらに強い。また、中央だけの交渉技術に重きをおかず、職場の実力行使を中心にするなら、敵がしりごみすることも疑いない。また、炭鉱ストのように貯炭がそろそろ少なくなっていよいよストの威力が出始めるといふ矢先に妥協するということがなければストの成果が大きくなることはいうまでもない。総評幹部は、この点を深く反省しないと、内外の独占資本とむすびついて賃金釘づけ、労組軍隊化のために、お芝居ストをしているという疑いはらすことはできまい。

組合員と周囲の労農市民は、電産のストを上からの配給ストに終らせず、ねばり強い実力行使までゆけるように、自らも斗い、周囲からも支える必要がある。電産労働者の直面している問題は低賃金と職階給だけではない。電力を日本人の手からうばい、電力を再軍備のためにめ集中しようという企みと闘うことこそ、より重大な問題である。

電産斗争の意義は大きい。私鉄その他があとに続いている。みんな決意を新たにして斗おう。ストライキで払う犠牲は、戦争のために払わせられる犠牲の何百分の一にすぎないではないか。

三月九日、電産のベース・アップ要求に対する中央労働委員会の調停案が労資双方に提示された。

- イ、昭和二六年一月以降平均基準賃金月額は、従来の八、五〇〇円に対して一〇、二〇〇円とする。
- ロ、右賃金の体系および配分は左のとおりとする。

- I 最低本人給は三、五〇〇円とする。
  - II 年令加給は現行どおりとする。
  - III 家族給は妻一、一〇〇円、父母および子女七〇〇円、その他四〇〇円とする。但し、家族給の支給範囲は他の慣行をも参酌して合理的に縮少すること。
  - IV 地域給は現行どおりとする。
  - V 能力給の最低は六〇〇円とし、その配分は能力に応じた賃金の原則を一步すすめるよう努力すること。
  - VI 勤続給は現行どおりとする。
  - VII 基準外賃金は、最近実績の約一割程度の減少を目途として支給条件を合理化すること。
- ハ、右賃金の実施にあたって、現行の労働条件のうち、社会的水準に照して不合理と認められるものについては、団体交渉によって順次に是正するよう努力すること。

これと同時に、ベース・アップと前後して係争中であった冬営手当改訂要求に対する調停案(総原資の一〇%増加)退職金基準改訂要求に対する調停案(新ベース基本給の九〇%を算定基礎とする)が示され、いずれも三月二五日までに諾否の回答が要請された。

調停案の提示に接して、電産中央本部は、三月一〇日、とりあえず「(二月一八日付の)闘争指令による実力行使は停止し、このさい中央集約も併せおこなう方向にきりかえる。したがって、各地方本部は中央本部の具体的指令をまつこと」を指示し、三月二三日より四日間にわたって中央執行委員会をひらき、調停案に対する電産の基本的態度をきめた。

イ、本調停案には賃金ひきあげの代償として、労働条件の大巾きり下げをいつてきている。このことは、現在、資本家側が意図し、強行してきているものと全く同一のもので、われわれはとうてい承認できない。よって拒否する。

ロ、ただし、組合員の生活状態も考え、早期有利に解決する。

また、電産中央機関紙(四月一―号)は、労働条件きり下げを含む中労委調停案が、事実上、数百円の賃金ひき下げであるとして、つぎのような計算を発表した。

- I 家族手当合理化で月平均六八円減(会社公言)。
- II 基準外賃金一割削減で月平均一八四円減。
- III 土曜半休とりやめで九四二円減。
- IV 普通休暇削減で一八四円減。
- V 欠勤、遅刻、早退、私用外出の差引きで月平均二九二円減(会社公言)。
- VI 以上のほか、休日削減、特別休暇削減など不明確なものを加えると、月平均二、〇〇〇円減で現行ベースの方が数百円高い。

中労委調停案を拒否した電産は、三月二五日に闘争宣言をおこない、中央本部より、ストライキ指令を發した。

イ、三月三〇日午前〇時以降、別に指示するまで、つぎのごとく無期限ストライキをかならず実施せよ。なお、各地方本部の自主性による事務ストライキを併用するもさしつかえない。

- I 再編成業務の拒否。
- II 期末決算業務の拒否。

ロ、つぎにより、電源職場組合員の全部または一部の労働力提供を拒否せよ。

I 労働力の提供拒否の地点として指定せられた発電所の運転勤務者の全部または一部のいっせい職場放棄。

II 実施期日は四月三日として、その実施時間は八時間、実施時刻は八時より一六時までを基準とする。

四月三日の電源ストライキには、「労働力の提供拒否の地点」として指定された発電所五五カ所のうち二四カ所、二五二、五三〇KWが参加した。そして、その後も約一週間、電源ストライキが波状的につず

けられたのである。

このような情勢に直面して、占領軍司令部エーミス労働課長は、四月四日、藤田中央執行委員長ら呼んで「組合は中労委の斡旋を受けた方がよい。それが組合のためだ。……これは別に勧告ではないが、私が組合のために一番よいと思うからいうのだ」(電産中央機関紙、四月一日号)と述べた。

そして、四月一〇日、第四波電源ストライキがおこなわれる予定日の早朝、三日前から斡旋にのりだしていた中央労働委員会中山会長の申入書を、労資双方が承諾するという形式で、争議はついに五ヵ月ぶりで妥結をみたのである。

この斡旋で、中山会長は、経営者会議に「労働条件のきりさげ」を一応撤回させた代わりに、電産に対して、具体的賃金支給条件の圧縮を暗に承認させる態度にでたといわれ、電産中央本部は「これを承知で妥結」(電産中央機関紙、四月二五日号)した。そのため、三月九日提示の調停案に比べ、いくらか表現があいまいになった家族給の支給範囲縮小に関する規定や、基準外賃金の合理化に関する規定も、細目の協議にさいしては、つねに組合側が不利な立場におかれた。

四月一〇日に調印された協定の内容中、三月九日提示の中労委調停案と異なる主要点はつぎのとおりである。

- イ、昭和二六年一月以降平均基準賃金月額は、一〇、三八九円とする。
- ロ、家族給の支給範囲を合理的に縮小するため、ただちに協議にはいり、四月二〇日を目途として解決に努力すること。
- ハ、基準外賃金については、合理化の趣旨に従い、双方協議のうえ、四月二〇日を目途として決定すること――じっさいは七月一四日にいたって「現行どおり」の線で妥結。
- ニ、労働条件是正の項は削除。

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1953年版(第25集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---